

令和6年度 山形県医療的ケア児等コーディネーター養成研修
令和6年度 山形県医療的ケア児等支援者養成研修 開催要領

1 目的

人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児や重症心身障がい児等（以下「医療的ケア児等」）が地域で安心して暮らすことができるよう、医療的ケア児等に対して適切に支援できる人材を養成することを目的とします。

2 主催

山形県 （実施機関：一般社団法人山形県相談支援専門員協会）

3 実施方法

令和6年度山形県医療的ケア児等コーディネーター養成研修（以下「コーディネーター養成研修」という。）と令和6年度山形県医療的ケア児等支援者養成研修（以下「支援者養成研修」という。）の講義部分を同時に開催します。

4 日程

日 程	期 日	研修種別
第1日目【講義】	令和6年11月9日(土)	支援者・コーディネーター
第2日目【講義】	令和6年11月10日(日)	支援者・コーディネーター
第3日目【演習】	令和6年11月16日(土)	コーディネーター
第4日目【演習】	令和6年11月17日(日)	コーディネーター

※ 支援者養成研修は、2日間（11/9～10）の参加が必要になります。

※ コーディネーター養成研修は、4日間全ての参加が必要になります。別年度で支援者養成研修を受けても免除とはなりません。

5 会場

日 程	会 場
第1・2日目	T I Sカンファレンスセンター（山形市大字漆山字大段1865番地5） （コーディネーター養成研修：対面またはオンライン（Zoom） 支援者養成研修：オンライン（Zoom））
第3・4日目	山形市総合福祉センター 3階（山形市城西町2丁目2番22号）

※ 駐車場に限りがあるため、可能な限り乗り合わせもしくは公共交通機関をご利用ください。

6 受講対象者

(1) コーディネーター養成研修

県内の相談支援専門員、保健師、看護師、医療ソーシャルワーカー等、今後地域において医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの役割を担う予定のある者

(2) 支援者養成研修

県内の相談支援事業所、障がい児通所（入所）支援事業所、障がい福祉サービス事業所、訪問看護事業所、教育機関、保育所、放課後児童クラブ、医療機関、行政機関等において医療的ケア児等を支援している者及び今後支援を予定している者

7 定員

(1) コーディネーター養成研修 約20名（対面またはオンライン）※オンラインは1・2日目のみ選択可

(2) 支援者養成研修 約70名（オンライン）

8 研修内容

別紙カリキュラムのとおり。（講義内容の順番、開始時間等は今後の調整により変更がある可能性があります。なお、3・4日目の演習では、医療的ケア児の事例検討を予定しております。）

9 受講料

無料（テキスト代は除く）

10 受講申込

受講希望者は、google formsから申し込みください。

申込締切: 令和6年10月7日(月)18時まで手続き完了

コーディネーター養成研修

<https://forms.gle/PyBZaLHVk7QUyDaFA>



支援者養成研修

<https://forms.gle/KKZ52j3NG5Kk5KuL6>



受講の可否は、令和6年10月中旬以降、申込時に登録したメールアドレスに通知します。

なお、定員を超える申込があった場合、選考により受講者を決定いたします。予めご了承ください。

11 テキスト

受講者は、各自、以下のテキストを準備のうえ、持参してください。

コーディネーター養成研修受講者は①及び②の両方を、支援者養成研修受講者は②のみ準備願います。

- ① 医療的ケア児等コーディネーター養成研修テキスト 2,200円（税込）中央法規出版㈱
- ② 医療的ケア児等支援者養成研修テキスト 3,300円（税込）中央法規出版㈱

12 修了証の交付

コーディネーター養成研修の全課程を修了された方には、修了証書を交付します。

なお、次の事項に該当する受講者には、修了証書を交付しない場合がありますのでご注意ください。

- ・特段の理由なく、自己都合等による欠席又は30分以上の遅刻、早退、離席があった場合
- ・申し込み内容に虚偽があった場合
- ・受講態度が著しく悪い場合

13 修了者の公表

県内の医療的ケア児等を地域全体で支持する体制の整備を推進するため、コーディネーター養成研修を修了した方については、県のホームページにおいて所属先、所属先の所在地及び電話番号を公表します。

14 要医療児者支援体制加算の取扱い

コーディネーター養成研修は、厚生労働省告示に定める「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」に該当します。なお、指定特定相談支援事業所及び指定障がい児相談支援事業所で要医療者支援体制加算を算定するための主な要件等は下記のとおりです。

- ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置していること。
- ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者を配置している旨を公表していること。

※医療的ケア児の保護者から利用申し込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービス提供を拒むことは認められないことに留意すること。

15 個人情報の取扱い

申込書に記載された個人情報は、当該研修以外の目的で利用することはありません。
なお、氏名、所属先を記載した受講者名簿を全受講者に配布しますので、ご承知おきください。

16 新型コロナウイルス感染症対応

マスクを着用して受講いただくようご協力をお願いします。
演習時も定期的な換気をしながら研修を実施します。

17 お問い合わせ先

一般社団法人山形県相談支援専門員協会 担当：大滝
TEL：023-688-3531（相談支援事業所まんさく） E-mail：yamagataikea@gmail.com